

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化の基準を定める。
また、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や人員基準・運営基準の緩和を行うほか、自立支援・重度化防止の取組の推進のための基準の整備を行う。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第一章～第十章（略） 第十一章 雑則（第二百五条・ <u>第二百六条</u> ） 付則	目次 第一章～第十章（略） 第十一章 雑則（第二百五条） 付則
第一条～第二条（略） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）	第一条～第二条（略） （指定地域密着型サービスの事業の一般原則）
第三条（略）	第三条（略）
2（略）	2（略）
<u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
<u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
第四条～第六条（略）	第四条～第六条（略）

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者
の員数)

第七条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第四十八条第四項第一号及び第百五十二条第十二項において同じ。）

二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第四十八条第四項第二号において同じ。）

三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう。第四十八条第四項第三号において同じ。）

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第八十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第四十八条第四項第四号において同じ。）

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第百十一条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第四十八条第四項第五号、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第八十三条第六項、第八十四条第三項及び第八十五条において同じ。）

六 指定地域密着型特定施設（第百三十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第四十八条第四項第六号、第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第八十三条第六項において同じ。）

七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第四十八条第四

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者
の員数)

第七条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。_____第百五十二条第十二項において同じ。）

二 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう_____。）

三 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設をいう_____。）

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第八十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう_____。）

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第百十一条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。__________第六十五条第一項、第六十六条、第八十三条第六項、第八十四条第三項及び第八十五条において同じ。）

六 指定地域密着型特定施設（第百三十条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。_____第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第八十三条第六項において同じ。）

七 指定地域密着型介護老人福祉施設（第百五十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。_____

項第七号、第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第八十三条第六項において同じ。）

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第百九十三条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第四十八条第四項第八号及び第六章から第九章までにおいて同じ。）

九～十二 （略）

6～12 （略）

第八条～第三十一条 （略）

（運営規程）

第三十二条 （略）

一～七 （略）

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第三十三条 （略）

2～4 （略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第三十三条の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

_____第六十五条第一項、第六十六条第一項及び第八十三条第六項において同じ。）

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第百九十三条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。_____第六章から第九章までにおいて同じ。）

九～十二 （略）

6～12 （略）

第八条～第三十一条 （略）

（運営規程）

第三十二条 （略）

一～七 （略）

（新設）

八 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第三十三条 （略）

2～4 （略）

（新設）

（新設）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

(新設)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行
い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(新設)

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第三十四条 (略)

第三十四条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措
置を講じなければならない。

(新設)

一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん
延の防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置その他の情報通信機器
(以下「テレビ電話装置等」という。)を
活用して行うものを含む。)をおおむね六
月に一回以上開催するとともに、その結果
について、定期巡回・随時対応型訪問介護
看護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん
延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応
型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予
防及びまん延の防止のための研修及び訓練
を定期的
に実施すること。

(揭示)

(揭示)

第三十五条 (略)

第三十五条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事

(新設)

一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十二条～第四十七条（略）

（訪問介護員等の員数）

第四十八条（略）

一 オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて___利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として一以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として一以上確保されるために必要な数以上

二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

_____交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供する

第四十二条～第四十七条（略）

（訪問介護員等の員数）

第四十八条（略）

一 オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として一以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として一以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

二 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供する

ために必要な数以上

三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

_____指定夜間対応型訪問介護を提供する
時間帯を通じて____随時訪問サービスの提
供に当たる訪問介護員等が一以上確保され
るために必要な数以上

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する
者でなければならない。ただし、利用者の処
遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問
介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内
の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡
回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又
は利用者以外の者からの通報を受け付ける業
務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地
内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合
において、当該施設等の入所者等の処遇に支
障がない場合は、前項本文の規定にかかわら
ず、当該施設等の職員をオペレーターとして
充てることのできる。

一 指定短期入所生活介護事業所

二 指定短期入所療養介護事業所

三 指定特定施設

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所

五 指定認知症対応型共同生活介護事業所

六 指定地域密着型特定施設

七 指定地域密着型介護老人福祉施設

八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

九 指定介護老人福祉施設

ために必要な数以上とする。

三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員
数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する
時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提
供に当たる訪問介護員等が一以上確保され
るために必要な数以上とする。ただし、利
用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間
対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス
又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所
若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介
護看護事業所の職務に従事することができ
る。

2 (略)

(新設)

(新設)

十 介護老人保健施設

十一 指定介護療養型医療施設

十二 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第四十九条～第五十五条 (略)

(運営規程)

第五十六条 (略)

一～七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十七条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間

(新設)

(新設)

(新設)

第四十九条～第五十五条 (略)

(運営規程)

第五十六条 (略)

一～七 (略)

(新設)

八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十七条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては

対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者 _____に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

_____、他の指定訪問介護事業所 _____

_____との連携 _____を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは _____

_____、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第三十三条第二項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき区長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 (略)

(新設)

(地域との連携等)

第五十八条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十九条 (略)

(準用)

第六十条 第十条から第二十三条まで、第二十八条、第二十九条、第三十三条の二から第三十九条まで及び第四十一条から第四十二条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項、第二十条、第三十三条の二第二項、第三十四条第一項並びに第三項第一号及び第三号、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第十五条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第二十八条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第六十条の二～第六十条の十一 (略)

(運営規程)

第六十条の十二 (略)

一～九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(地域との連携等)

第五十八条 (略)

(新設)

第五十九条 (略)

(準用)

第六十条 第十条から第二十三条まで、第二十八条、第二十九条、第三十四条から第三十九条まで、第四十一条及び第四十二条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項、第二十条_____、第三十四条及び第三十五条

_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第十五条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第二十八条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第六十条の二～第六十条の十一 (略)

(運営規程)

第六十条の十二 (略)

一～九 (略)

(新設)

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十条の十三 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十条の十四 (略)

(非常災害対策)

第六十条の十五 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設における震災対策及び非常災害時に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第六十条の十六 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症

(勤務体制の確保等)

第六十条の十三 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

第六十条の十四 (略)

(非常災害対策)

第六十条の十五 (略)

(新設)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設における震災対策及び非常災害時に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(衛生管理等)

第六十条の十六 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症

第六十条の二十 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条及び第五十四条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第六十条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と _____
_____読み替えるものとする。

第六十条の二十の二 (略)
(準用)

第六十条の二十の三 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条、第五十四条、第六十条の二、第六十条の四及び第六十条の五第四項並びに前節（第六十条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十条の十二に規定する運営規程をいう。第三十五条第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型

第六十条の二十 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで_____、第四十二条及び第五十四条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第六十条の十二に規定する重要事項に関する規程」と、 _____
_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第六十条の二十の二 (略)
(準用)

第六十条の二十の三 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで_____、第四十二条、第五十四条及び第六十条の二、第六十条の四、第六十条の五第四項並びに前節（第六十条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十条の十二に規定する運営規程をいう。第三十五条 _____
_____において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、 _____
_____中「定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十条の九第四号、第六十条の十第五項、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十九条」とあるのは「第二十九条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第六十条の二十一～第六十条の三十三（略）
（運営規程）

第六十条の三十四（略）

一～八（略）

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第六十条の三十五（略）

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第六十条の三十六 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認め

訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十条の九第四号、第六十条の十第五項及び第六十条の十三第三項

____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十九条」とあるのは「第二十九条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第六十条の二十一～第六十条の三十三（略）
（運営規程）

第六十条の三十四（略）

一～八（略）

（新設）

九 その他運営に関する重要事項

第六十条の三十五（略）

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第六十条の三十六 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認め

られる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2～3 （略）

第六十条の三十七 （略）

（準用）

第六十条の三十八 第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の七（第三項第二号を除く。）、第六十条の八及び第六十条の十三から第六十条の十八までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十五条第一項中「運営規程」とあるのは「第六十条の三十四に規定する重要事項に関する規程」と_____、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第六十条の十八第四項中「第六十条の五第四項」とあるのは「第六十条の二十六第四項」と読み替えるものとする。

第六十一条～第六十四条 （略）

られる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（_____次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2～3 （略）

第六十条の三十七 （略）

（準用）

第六十条の三十八 第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで_____、第四十二条、第六十条の七（第三項第二号を除く。）、第六十条の八及び第六十条の十三から第六十条の十八までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条中_____「運営規程」とあるのは「第六十条の三十四に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十条の十三第三項_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「十二月」と、同条第三項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第六十条の十八第四項中「第六十条の五第四項」とあるのは「第六十条の二十六第四項」と読み替えるものとする。

第六十一条～第六十四条 （略）

(従業者の員数)

第六十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第六十七条第二項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第九条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第百十一条、第百三十一条若しくは第百五十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基

(従業者の員数)

第六十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設_____の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第九条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第百十一条、第百三十一条若しくは第百五十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基

準条例第七十二条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第六十六条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者

は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第八十三条第七項、第百十一条第九項及び第九十三条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとす

準条例第七十二条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第六十六条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者

は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第八十三条第七項_____及び第九十三条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること_____

_____ができるものとす

る。

2 (略)

第六十八条～第七十三条 (略)

(運営規程)

第七十四条 (略)

一～九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

第七十五条～第八十条 (略)

(準用)

第八十一条 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条、第五十四条、第六十条の六、第六十条の七、第六十条の十一及び第六十条の十三から第六十条の十八までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第七十四条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十条の十三第三項及び第六十条の十六第二項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護事業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第六十条の十八第四項中「第六十条の五第四項」とあるのは「第六十四条第四項」と読み替えるものとする。

第八十二条 (略)

(従業者の員数等)

る。

2 (略)

第六十八条～第七十三条 (略)

(運営規程)

第七十四条 (略)

一～九 (略)

(新設)

十 その他運営に関する重要事項

第七十五条～第八十条 (略)

(準用)

第八十一条 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、_____、第三十五条から第三十九条まで_____、第四十二条、第五十四条、第六十条の六、第六十条の七、第六十条の十一及び第六十条の十三から第六十条の十八までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第七十四条に規定する重要事項に関する規程」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第六十条の十八第四項中「第六十条の五第四項」とあるのは「第六十四条第四項」と読み替えるものとする。

第八十二条 (略)

(従業者の員数等)

第八十三条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師

第八十三条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡	看護師又は准看護師

いずれかがある 場合	回・随時対応型 訪問介護看護事 業所、指定地域 密着型通所介護 事業所又は指定 認知症対応型通 所介護事業所

7～13 (略)

(管理者)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第九十五条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第一百二十二条第三項、第一百十三条、第九十四条第三項及び第九十五条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第八十五条～第八十七条 (略)

(心身の状況等の把握)

第八十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第八十三条第

いずれかがある 場合	回・随時対応型 訪問介護看護事 業所、指定地域 密着型通所介護 事業所、 <u>指定認 知症対応型通所 介護事業所、指 定介護老人福祉 施設又は介護老 人保健施設</u>

7～13 (略)

(管理者)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第九十五条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第一百二十二条第二項、第一百十三条、第九十四条第三項及び第九十五条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第八十五条～第八十七条 (略)

(心身の状況等の把握)

第八十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第八十三条第

十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十四条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第八十九条～第百条 (略)

(運営規程)

第百一条 (略)

一～九 (略)

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

第百二条 (略)

2 (略)

3 第一項本文の規定にかかわらず、過疎地域

その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると区長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、区長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期(区が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備することよりも既

十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第九十四条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議_____をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第八十九条～第百条 (略)

(運営規程)

第百一条 (略)

一～九 (略)

(新設)

十 その他運営に関する重要事項

第百二条 (略)

2 (略)

(新設)

存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期)までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第百三条～第百八条 (略)

(準用)

第百九条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六及び第六十条の十七の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第百三条～第百八条 (略)

(準用)

第百九条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条_____、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六及び第六十条の十七の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百一条に規定する重要事項に関する規程」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第六十条の十三第三項_____中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第百十条 (略)

(従業者の員数)

第百十一条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十一条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第百十四条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居

第百十条 (略)

(従業者の員数)

第百十一条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十二条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第七十一条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第百十四条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう _____。）を行わせるために必要な数以上とする。

が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

9 第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営さ

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

(新設)

れるものをいう。以下同じ。）については、
介護支援専門員である計画作成担当者に代え
て、第六項の別に厚生労働大臣が定める研修
を修了している者を置くことができる。

10 介護支援専門員でない計画作成担当者は、
特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人
保健施設の支援相談員その他の認知症である
者の介護サービスに係る計画の作成に関し実
務経験を有すると認められる者をもって充て
ることができるものとする。

11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指
定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応
型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症
対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所
において一体的に運営されている場合につい
ては、指定地域密着型介護予防サービス基準
条例第七十二条第一項から第十項までに規定
する人員に関する基準を満たすことをもっ
て、前各項に規定する基準を満たしているも
のとみなすことができる。

(管理者)

第一百十二条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住
居の管理上支障がない場合は、サテライト型
指定認知症対応型共同生活介護事業所におけ
る共同生活住居の管理者は、本体事業所にお
ける共同生活住居の管理者をもって充てるこ
とができる。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知
症対応型共同生活介護を提供するために必要
な知識及び経験を有し、特別養護老人ホー
ム、老人デイサービスセンター、介護老人保
健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同
生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等
として、三年以上認知症である者の介護に従
事した経験を有する者であって、別に厚生労
働大臣が定める研修を修了しているものでな

9 介護支援専門員でない計画作成担当者は、
特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人
保健施設の支援相談員その他の認知症である
者の介護サービスに係る計画の作成に関し実
務経験を有すると認められる者をもって充て
ることができるものとする。

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指
定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応
型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症
対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所
において一体的に運営されている場合につい
ては、指定地域密着型介護予防サービス基準
条例第七十二条第一項から第十項までに規定
する人員に関する基準を満たすことをもっ
て、前各項に規定する基準を満たしているも
のとみなすことができる。

(管理者)

第一百十二条 (略)

(新設)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知
症対応型共同生活介護を提供するために必要
な知識及び経験を有し、特別養護老人ホー
ム、老人デイサービスセンター、介護老人保
健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同
生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等
として、三年以上認知症である者の介護に従
事した経験を有する者であって、別に厚生労
働大臣が定める研修を修了しているものでな

なければならない。

第百十三条 (略)

(設備に関する基準)

第百十四条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は、一以上三以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、一又は二)とする。

2～7 (略)

第百十五条～第百十七条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第百十八条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

一 外部の者による評価

二 第百二十九条において準用する第六十条の十七第一項に規定する運営推進会議における評価

第百十九条～第百二十一条 (略)

(管理者による管理)

第百二十二条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症

なければならない。

第百十三条 (略)

(設備に関する基準)

第百十四条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は一から三までとする。

2～7 (略)

第百十五条～第百十七条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第百十八条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____

_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(新設)

(新設)

第百十九条～第百二十一条 (略)

(管理者による管理)

第百二十二条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス_____

対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第二百三十三条 (略)

一～六 (略)

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百二十四条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百五条～第二十八条 (略)

_____、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第二百三十三条 (略)

一～六 (略)

(新設)

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百二十四条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

第二百五条～第二十八条 (略)

(準用)

第二百二十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三條の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百条、第百三条及び第百五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百二十三條に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三條の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と_____、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第百三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第百三十条～第百三十八条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第百三十九条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検

(準用)

第二百二十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条、第四十二条_____、第六十条の十一、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百条、第百三条及び第百五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百二十三條に規定する重要事項に関する規程」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と_____、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第百三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第百三十条～第百三十八条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第百三十九条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検

討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 （略）

7 （略）

第四百四十条～第四百五十条 （略）

（運営規程）

第四百四十六条 （略）

一～八 （略）

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第四百四十七条 （略）

2～3 （略）

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

討する委員会 _____ を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 （略）

7 （略）

第四百四十条～第四百五十条 （略）

（運営規程）

第四百四十六条 （略）

一～八 （略）

（新設）

九 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第四百四十七条 （略）

2～3 （略）

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（新設）

第四百四十八条～第四百四十九条 (略)

(準用)

第五百十条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）及び第百条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第五百十一条 (略)

(従業者の員数)

第五百十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一～三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五～六 (略)

第四百四十八条～第四百四十九条 (略)

(準用)

第五百十条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条_____、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）及び第百条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、_____ 第三十五条 _____ 中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と_____ _____、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第五百十一条 (略)

(従業者の員数)

第五百十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 栄養士 一以上

五～六 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 (略)

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第百八十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第四十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設介護職員及び看護職員（第百八十九条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 (略)

8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

四 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第六条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

第五十三条～第五十八条 （略）

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第五十九条 （略）

一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 _____ 栄養士 _____、機能訓練指導員又は介護支援専門員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 _____、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士 _____（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

四 介護医療院 栄養士 _____又は介護支援専門員

9～12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第六条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士 _____又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

第五十三条百五十八条 （略）

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第五十九条 （略）

2～5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第六十条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たときに限る。))を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第六十一条～第六十五条 (略)

(栄養管理)

第六十五条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

2～5 (略)

6 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第六十条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議_____をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第六十一条～第六十五条 (略)

(新設)

第百六十五条の三 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第百六十六条～第百六十九条 (略)

(運営規程)

第百七十条 (略)

一～七 (略)

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百七十一条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百七十二条 (略)

(衛生管理等)

第百七十三条 (略)

2 (略)

(新設)

第百六十六条～第百六十九条 (略)

(運営規程)

第百七十条 (略)

一～七 (略)

(新設)

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百七十一条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

第百七十二条 (略)

(衛生管理等)

第百七十三条 (略)

2 (略)

一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 （略）

三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

四 （略）

第七十四条～第七十六条 （略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第七十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～二 （略）

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 （略）

第七十八条 （略）

（準用）

第七十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五及び第六十条の十

一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 （略）

三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的実施すること。

四 （略）

第七十四条～第七十六条 （略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第七十七条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一～二 （略）

三 事故発生の防止のための委員会_____及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（新設）

2～4 （略）

第七十八条 （略）

（準用）

第七十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条、第三十七条、第三十九条_____、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五及び第六十条の十

七（第五項を除く。）の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と_____

_____、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第一百八十条～第一百八十一条（略）

（設備）

第一百八十二条（略）

一（略）

ア（略）

（ア）（略）

（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十二人以下とし、十五人を超えないものとする。

（ウ）一の居室の床面積等は、十・六

十七（第五項を除く。）の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する規程」と、_____

_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第一百八十条～第一百八十一条（略）

（設備）

第一百八十二条（略）

一（略）

ア（略）

（ア）（略）

（イ）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、十二人以下とする。

（ウ）一の居室の床面積等は、次の基

五平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

二～五 (略)

2 (略)

第八十三条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第八十四条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

9 (略)

第八十五条～第八十七条 (略)

(運営規程)

第八十八条 (略)

一～八 (略)

準を満たすこと。

a 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

二～五 (略)

2 (略)

第八十三条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第八十四条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二～三 (略)

9 (略)

第八十五条～第八十七条 (略)

(運営規程)

第八十八条 (略)

一～八 (略)

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百八十九条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に掲げる職員配置を行わなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百九十条 (略)

(準用)

第百九十一条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三條の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十

(新設)

九 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百八十九条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

第百九十条 (略)

(準用)

第百九十一条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、_____、第三十五条、第三十七条、第三十九条、_____、第四十二条、第六

条の十一、第六十条の十五、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十五条から第百六十九条まで及び第百七十三条から第百七十八条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百八十八条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と

____、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第五節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百六十九条中「第百六十条」とあるのは「第百九十一条において準用する第百六十条」と、同条第五号中「第百五十九条第五項」とあるのは「第百八十四条第七項」と、同条第六号中「第百七十九条」とあるのは「第百九十一条」と、同条第七号中「第百七十七条第三項」とあるのは「第百九十一条において準用する第百七十七条第三項」と、第百七十八条第二項第二号中「第百五十七条第二項」とあるのは「第百九十一条において準用する第百五十七条第二項」と、同項第三

十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十五条から第百六十九条まで及び第百七十三条から第百七十八条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百八十八条に規定する重要事項に関する規程」と、_____

_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第五節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百六十九条中「第百六十条」とあるのは「第百九十一条において準用する第百六十条」と、同条第五号中「第百五十九条第五項」とあるのは「第百八十四条第七項」と、同条第六号中「第百七十九条」とあるのは「第百九十一条」と、同条第七号中「第百七十七条第三項」とあるのは「第百九十一条において準用する第百七十七条第三項」と、第百七十八条第二項第二号中「第百五十七条第二項」とあるのは「第百九十一条において準用する第百五十七条第二項」と、

号中「第百五十九条第五項」とあるのは「第百八十四条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百九十一条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百九十一条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

第百九十二条 (略)

(従業者の員数等)

第百九十三条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

第百九十四条～第二百三条 (略)

(準用)

第二百四条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六、第六十条の十七、第八十八条から第九十一条まで、第九十四条から第九十六条まで、第九十八条、第九十九条、第一百一条から第一百五条まで及び第七十条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四条において準用する第一百一条に規定する重要事項に関する規程」と、第三十三条

同項第三号中「第百五十九条第五項」とあるのは「第百八十四条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百九十一条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百九十一条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

第百九十二条 (略)

(従業者の員数等)

第百九十三条 (略)

2～10 (略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

第百九十四条～第二百三条 (略)

(準用)

第二百四条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条_____、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条_____、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六、第六十条の十七、第八十八条から第九十一条まで、第九十四条から第九十六条まで、第九十八条、第九十九条、第一百一条から第一百五条まで及び第七十条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四条において準用する第一百一条に規定する重要事項に関する規程」と、_____

の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、

、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第十章第四節」と、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十八条中「第八十三条第十二項」とあるのは「第九十三条第十三項」と、第九十条及び第九十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第七百七条中「第八十三条第六項」とあるのは「第九十三条第七項各号」と読み替えるものとする。

第二百五条（略）

（電磁的記録等）

第二百六条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十五条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第十章第四節」と、第六十条の十三

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十八条中「第八十三条第十二項」とあるのは「第九十三条第十三項」と、第九十条及び第九十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第七百七条中「第八十三条第六項」とあるのは「第九十三条第七項各号」と読み替えるものとする。

第二百五条（略）

（新設）

十八、第八十一条、第九十九条、第二百二十九条、第二百五十条、第七十九条、第九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第三十七条第一項及び第五十七条第一項（第九十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則（令和三年 月 日条例 号）

（新設）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の二（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第九十九条、第二百二十九条、第二百五十条、第七十九

条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第三十二条、第五十六条、第六十条の十二（第六十条の二十の三において準用する場合を含む。）、第六十条の三十四、第七十四条、第一百一条（第二百四条において準用する場合を含む。）、第二百三十三条、第四百六十六条、第七十条及び第八十八条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十三条の二（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第百九条、第二百二十九条、第百五十条、第百七十九条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十三条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十四条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）及び第六十条の十六第二項（第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第百九条、第二百二十九条、第百五十条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用について

は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第六十条の十三第三項（第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第百九条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第三項、第百四十七条第四項、第七十一条第三項及び第八十九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの入居定員に係る経過措置)

6 施行日以後、当分の間、新条例第百八十二条第一項第一号ア（イ）の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第百五十二条第一項第三号ア及び第百八十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例第百八十二条第一項第一号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第百六十五条の二（第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第百六十五条の二中「行わなけ

れば」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

9 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第百六十五条の三（第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第百六十五条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新条例第百七十七条第一項（第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講じるとともに、第四号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

11 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第百七十三条第二項第三号（第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。